

＜Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス＞利用規定

第1条 Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

1.Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスとは

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス(以下「本サービス」という)とは、りそな決済サービス株式会社(以下「乙」という)および株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行または株式会社みなと銀行(以下「丙」という)と「預金口座振替による代金回収事務委託契約」(以下「基本契約」という)を締結した委託者(以下「甲」という)に提供するオプションサービスです。

本サービスは基本契約における預金口座振替依頼書の取扱いによらず、甲のお客さま(以下「丁」という)が、甲の専用端末等および丁の預金口座を開設した金融機関から発行されたキャッシュカード(以下「カード」という)を用い当該金融機関に預金口座振替契約の申込を行ない、当該の金融機関から受領した当該申込の諾否に関する情報(以下「申込結果」という)を甲の専用端末等に通知するサービスをいいます。

なお、本サービスは、乙が提携した情報処理センターの株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「戊」という)の「INFOX.NETサービス(口座振替契約受付サービス)」、セイコーソリューションズ株式会社(以下「己」という)の「口座振替受付サービス」、株式会社リンク・プロセシング(以下「庚」という)の「Anywhere口座振替受付サービス」または株式会社セブン銀行(以下「辛」という)の「セブン銀行ATM口座振替登録」を用いて 提供します。

2.利用対象金融機関

本サービスが利用できる金融機関は、乙が本サービスの利用に関し提携した金融機関とします。

3.利用対象者および金融機関における取扱い

本サービスを利用して預金口座振替契約の申込が可能な丁およびカードの範囲その他利用条件等は、乙が提携する各金融機関の定めによります。

4.利用時間

本サービスの利用は原則として24時間365日利用ができます。ただし、丁のカードの取扱日および取扱時間帯は、丁が預金口座を開設した乙の提携金融機関の定めによります。

第2条 口座振替受付事務の内容

1.乙は、基本契約に基づく預金口座振替依頼書受付事務の取扱いに加え、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」という)が定める収納機関契約(収納企業編)(以下「規約」という)第5条に定める口座振替受付サービス収納機関受付方式(本サービス)を取扱うものとし、基本契約および＜Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス＞利用規定(以下「本利用規定」という)に加え、規約の関係条項を遵守します。

2.甲は本サービスにつき、甲自身の債権回収を目的として利用します。

3.本サービスの提供場所においては、甲は運営機構の定める表示とともに乙の提携金融機関のカードが使用できる旨の表示を行うものとし、甲が使用する専用端末等の画面には乙の名称を表示し預金者の丁の確認を求めるものとします。

4.甲のサービスに対する契約の際、丁の本人確認は、公的証明書の提示を求める等により甲が責任を持って行うものとし、丁の暗証番号の入力については必ず丁本人に行わせるものとします。

5.甲は丁に対して本サービスの取扱内容について十分に説明し、預金口座振替規定に基づく預金口座振替に関する説明を十分に行うこととします。

6.甲が使用する専用端末等による暗証番号入力画面には、丁が預金口座振替を依頼する文言を表示するものとします。

7.規約の第5条第3項3号に基づき、甲が丁に交付する口座振替契約確認書(以下「確認書」という)には、乙の名称、口座振替の申込を受付けた旨の文言、口座名義人名以外の口座情報(金融機関コード、支店コード、預金種類、口座番号など)、およびサービスの問い合わせ先を受付専用端末等により印字するものとします。

尚、確認書と同等の内容を表示する画面にて甲が丁に提示する場合は、丁が事後に確認することができるための措置をとるものとします。

第3条 本サービスの利用申込

1.甲は、本サービスを利用するにあたり本利用規定の内容を承諾のうえ、「＜Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス＞利用申込書」(以下「利用申込書」という)に必要な事項を記入捺印し、乙・丙に提出するものとします。

2.乙は、利用申込書の記載内容に基づき、(i)乙が提携する金融機関、および、(ii)戊、己、庚または辛のいずれかあるいは複数に対して、それぞれ、甲の本サービス利用に関する申請もしくは届出を行ないます。甲の本サービスの利用申込に関わる承諾は、乙・丙、乙が提携する金融機関、および戊、己、庚または辛の利用承諾をもって行います。

なお、本サービスの開始後であっても乙・丙、乙が提携する金融機関、戊・己・庚・辛において甲の利用が適切でないと判断した場合は、甲の本サービスの利用を中止することがあります。

第4条 維持責任

甲は、本サービスを利用するにあたり、甲システムのシステム環境(電気通信回線を含みます)および社内体制を自己の費用と責任において構築し、維持するものとします。

第5条 利用料金等

1.本サービスを取扱うにあたり、甲は乙・丙に対して、初期手数料金、基本料金、度数料金等の料金およびこれらにかかる消費税相当額を、基本契約に定める方法、または、乙が別途定める方法(口座振替等)で支払うものとします。

2.各料金について、将来大幅な事情の変更等が生じた場合には、甲乙丙間で協議のうえ定めることとします。

第6条 本サービスの提供の中止

1.乙・丙は、次の場合には本サービスの提供を中止することがあります。

(1)本サービスに関する設備の保守上または工事上必要なとき。

(2)本サービスにおけるサーバ、ネットワーク機器、回線等の混雑、故障、停止または停電、火災その他の事由により、本サービスの提供が困難なとき。

(3)本サービスが利用している電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。

(4)天災、事変、その他不可抗力により本サービスを提供できないとき。(天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うために必要な場合を含みます。)

(5)甲の事業目的に公の秩序または善良の風俗に反する事項が含まれていると、乙・丙、乙の提携金融機関、戊・己・庚・辛において判断したとき。

2.乙・丙は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを甲に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。なお、乙の提携する金融機関における本サービスの中止に関しては、その通知方法等は提携金融機関の定めによります。

3.乙は、前項に定める他、本サービスの提供に必要な戊、己、庚および辛の設備の定期点検を行うため、甲に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。なお、乙の提携する金融機関における本サービスの中断に関しては、その通知方法等は提携金融機関の定めによります。

第7条 外部委託

乙は本契約に関する業務の全部または一部を、乙の費用と責任を持って第三者に再委託できるものとする。

第8条 免責事項

1.次の各号の場合、そのために生じた甲または第三者の損害については、乙・丙は一切の責任を負わないものとします。

(1)前条により本サービスの提供を中止した場合、または裁判所等公的機関の措置等の事由により、本サービスの提供、取扱いが遅延し、または不通となった場合。

(2)甲の通信機器・回線およびコンピュータ等の障害もしくは回線の不通、または裁判所等公的機関の措置等の事由により、本サービスの提供、取扱いが遅延し、または不通となった場合。

(3)戊・己・庚・辛が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏洩した場合。

(4)甲、丁、各金融機関、戊、己、庚または辛の責に帰すべき事由による場合。

2.料金等の支払を預金口座振替により行うこととする旨の甲と丁との間の合意に関わる甲と丁の一切の事柄について、乙・丙は一切の責任を負わないものとします。

3.乙が提携する金融機関が、所定の方法により丁の本人確認を行ない預金口座振替契約を締結したときは、丁本人からの申込に基づく契約とみなし、端末、暗証番号等に関わる不正使用その他の事由により丁および甲の間で紛議が生じた場合、甲の責任と負担において解決するものとし、乙・丙は一切の責任を負わず、万一乙・丙に損害が生じた場合は甲が賠償責任を負うものとしま。

第9条 損害賠償

1.甲および乙・丙は、本利用規定に伴う事務の取扱いに関し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害が生じた場合、賠償責任を負うものとします。

2.甲は丁の責めに帰すべき事由により乙・丙に損害が生じた場合、賠償責任を負うものとします。

3.甲および乙・丙の損害賠償責任は、相手方の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実には被った通常の損害に限り、損害賠償を請求できるものとします。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災、事変、その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まないものとします。

第10条 解約および解除

1.基本契約の解約等の終了、または乙が運営機構の登録を外れた場合をもって、本サービスの利用を終了します。

2.甲および乙・丙は、相手方に対し3ヵ月前に書面で通知することをもって、本サービスの利用を解除することができます。

第11条 本サービス内容または本利用規定の変更

乙、丙は、本規定の変更が相手方の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、乙、丙は各社ホームページ上の「ペイジー口振受付サービス利用規定」を改定し掲示します。

第12条 本サービスの廃止

1.乙・丙は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止、または廃止することが出来ます。この場合、甲は乙・丙に対し一切の異議を申し立てないこととします。

2.天災、事変、その他不可抗力により本サービスにおけるサーバ等が故障し、または消滅した場合であって、戊・己・庚・辛がそのサーバ等の全部または一部を修理し、または復旧することができず、本サービスの提供が不能または著しく困難になったと乙・丙が判断したときは、本サービスの甲への提供は当然に終了するものとします。

第13条 協議事項

1.本利用規定に定めのない事項については、基本契約に準じるものとします。

2.本利用規定および基本契約の双方に定めのない事項については、甲乙丙間で協議のうえこれを解決するものとします。

3.本利用規定に定める事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙間で協議のうえこれを解決するものとします。

第14条 管轄

本利用規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上